

蔵本通りの屋台に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蔵本通りに面する中央公園内の市の指定する場所において営業する屋台に関し必要な事項を定めることにより、屋台が利用者に親しまれ、市民生活と調和したものとなるよう誘導し、もって本市の観光の振興及び街のにぎわいづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋台 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両に屋台営業のための設備を備え付けたものをいう。
- (2) 屋台営業 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による飲食店営業の許可を受け、屋台を一定の時間、蔵本通りに面する中央公園内の市の指定する場所に設置して行う飲食店営業をいう。
- (3) 屋台営業者 自ら継続的に屋台営業を行う者をいう。
- (4) 営業補助者 屋台営業者の屋台営業を補助する者として市長の承認を受けた者をいう。
- (5) 営業許可 呉市都市公園条例（昭和44年呉市条例第33号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による都市公園における許可をいう。

(営業許可)

第3条 屋台営業を行おうとする者は、営業許可を受けなければならない。

2 営業許可の申請をしようとする者は、当該屋台営業について保健所長と事前に協議をしなければならない。ただし、既に営業許可を受けている者が、引き続き営業許可を受けようとする場合は、この限りでない。

3 営業許可の申請は、条例第4条第2項の申請書に次に掲げる書類を添付してこれを行わなければならない。

- (1) 食品衛生法第55条第1項の規定による飲食店営業の許可に係る証明書（当該許可の申請中にある場合は、申請書の写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、屋台営業が都市公園の利用及び都市公園の保全上支障がないと認める場合に限り、営業許可を行うものとする。

5 市長は、現に営業許可を受けている者に対しては、その期間が重複する他の営業許可を行わないものとする。

(欠格事項等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、営業許可を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの

- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 食品衛生法第55条第2項ただし書第1号又は第2号に掲げる者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (5) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員によりその事業活動を支配されている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- 2 前項第4号から第6号までのいずれかに該当する者は、営業補助者としての承認を受けることができない。
- 3 市長は、営業許可を受けた者が第1項各号に掲げる者のいずれかに該当することとなった場合又は営業補助者が同項第4号から第6号までに掲げる者のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその営業許可を取り消すものとする。

（公募及び選定）

第5条 市長は、必要に応じ屋台営業者を一般から公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募に基づき、当該応募をしようとする者は、当該屋台営業について保健所長と事前に協議をした上で、応募申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により応募をした者の内から、屋台営業者を選定し、当該応募者に対し、この旨を通知する。
- 4 市長は、前項の規定による通知を受けた者（次項の規定による通知を受けた者を除く。）が第3条の規定による営業許可の申請を行った場合に限り、当該営業許可を行うものとする。
- 5 市長は、営業許可を受けた者が応募に際しての提案に基づく屋台営業をしていないと認めるときは、第3項の規定により行った選定を取り消し、当該屋台営業者に対し、この旨を通知する。

（営業許可の特例）

- 第6条 市長は、前条第4項の規定にかかわらず、この要綱の制定時において現に屋台営業を行っている者（以下「継続営業者」という。）から自ら屋台営業を行うための営業許可の申請があった場合には、当該営業許可を行うものとする。
- 2 継続営業者が死亡、長期療養その他やむを得ない事由により自らの営業が不可能又は困難となり、当該継続営業者の配偶者又は子（以下「承継人」という。）から自ら屋台営業を行うため、承継の事由及び承継人に該当する者であることを証する書類を添えて営業許可の申請があった場合も、前項と同様とする。
 - 3 前項の規定により承継人に営業許可を行った場合には、当該営業許可を受けた承継人を継続営業者とみなして、前2項の規定を適用する。

(営業許可の条件)

第7条 市長は、営業許可を行うときは、条例第4条第5項の規定により別表に定める営業許可の条件を付する。

(営業許可の期間)

第8条 営業許可の期間は、原則6か月間とする。ただし、第6条第2項の規定により承継人に対して行う当該営業許可の期間は、承継される継続営業者（同条第3項の規定により継続営業者とみなされる承継人を含む。）への営業許可に係る残期間に相当する期間とする。

2 前項の営業許可の期間における当該始期は、平成14年9月30日以降とする。

(許可書及び許可証)

第9条 市長は、営業許可を行うときは、当該屋台営業者に対し、許可書のほか屋台営業者の写真を添付した許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた屋台営業者は、当該許可証を屋台の利用者から見えやすい場所に掲示しなければならない。

(使用料)

第10条 営業許可を受けた者は、月ごとの使用料を前月末日までに納付しなければならない。

2 使用料の額（条例第16条第3項の規定により使用料の一部を免除した後の額をいう。）は、1区画（12平方メートル）につき月額6,080円とする。

(権利譲渡等の禁止等)

第11条 営業許可を受けた者は、当該屋台営業の権利を譲渡し、若しくは転貸しし、担保の用に供し、又は他の者に行使させることはできない。

2 市長は、前項の規定に違反して屋台営業が行われていることを知ったときは、当該事実を確認した上、直ちに当該違反者への営業許可を取り消すものとする。

(呉市蔵本通り屋台組合への加入等)

第12条 営業許可を受けた者は、呉市蔵本通り屋台組合（以下「組合」という。）に加入した上、当該屋台営業を行うものとする。

2 組合は、組合員相互の協力により、これを運営することとし、各組合員が関係法令等を遵守した上、適正な屋台営業が行われるよう努めなければならない。

3 組合長は、屋台営業に関し、問題等が発生したときは、直ちにこれを市長に報告するものとする。

(立入調査)

第13条 市長は、この要綱に定める措置及び施策を実施するため必要があると認

めるときは、職員をして屋台に立ち入らせた上、営業状況、設備等を調査させ、又は屋台営業者、営業補助者等に対して質問をさせ、若しくは必要な指導等をさせることができる。

(監督処分)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、当該営業許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は営業の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命じることができる。

- (1) 使用料を滞納している者のほか、条例又はこの要綱の規定に違反している者
- (2) 営業許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の手段により営業許可を受けた者
- (4) 食品衛生法上の営業の許可の取消し処分又は営業の禁止若しくは停止処分を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、営業許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生じるおそれのある損害を予防するため、必要な措置をとるよう命じることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(規定外の事項)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から実施する。

改正 平成14年9月5日
平成14年9月26日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成20年1月7日
令和6年9月2日

別表（第7条関係）

営業許可の条件

第1 屋台の規格等

1 屋台の規格

屋台の規格は、客席，調理場及び器材置場並びに囲いを含めて，間口4メートル以内，奥行3メートル以内，高さ2.2メートル前後で，屋台を閉じたときの大きさは長さ4メートル以内，幅1.5メートル以内，高さ2.2メートル前後であること。

2 屋台の構造

屋台の構造は，固定式でなく容易に移動できるものとし，道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車を活用したものでないこと。

3 屋台の設備等

(1) 屋台の設備は清潔に保つこと。

(2) 電気及び上下水道の設備の適正な維持管理（簡易な修繕を含む。）をすること。

4 屋台の外観

屋台の外観は清潔に保つこと。

第2 屋台営業時の遵守事項

1 屋台営業

(1) 屋台営業は，営業許可を受けた屋台営業者が自ら継続的に行うこと。

(2) 条例上の営業の許可証及び食品衛生法上の飲食店営業許可証明書をそれぞれ屋台利用者から見えやすい場所に掲示すること。

(3) 屋台営業に当たっては，適正な公園利用に配慮するとともに，屋台周辺の公園施設の清掃に努めること。

(4) 許可範囲外の使用をしないこと。

(5) 都市公園及び道路に食材，器材等を放置しないこと。

(6) 屋台営業者又は営業補助者において，道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第3項の規定に違反して飲酒運転を助長し，又は容認する行為をしないこと。

(7) 利用客の適正な公園の利用及び酔客による騒音等が生じないよう客のマナーの向上に努めるなど，良好な地域環境の確保に努めること。

(8) 違法駐車，飲酒運転等の交通違反の防止等客のマナーの向上に努めること。

2 屋台の営業時間

屋台営業の時間は，原則として，屋台の設置及び撤去の時間を含めて，午後4時半から翌日の午前5時までとすること。

3 料金の明示

- (1) 飲食料金を屋台利用者から見えやすい場所に明示すること。
- (2) 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目については当日の料金を、複数の料金体系がある品目についてはそれぞれの料金を明示すること。

4 食品の取扱い

- (1) 屋台で調理し、提供する食品は、提供の直前に加熱調理する（焼く、煮る、炒める、揚げる、蒸す等）ものとし、食品衛生関係法令を厳守すること。
- (2) 下処理、調理、盛り付け、食器洗浄等の作業は、屋台内で行うこと。

第3 屋台営業の終了後の措置等

1 屋台営業の終了後の措置

- (1) 屋台の設置場所及びその周辺の清掃を行い、都市公園及び道路を汚損しないこと。
- (2) 屋台及び器材等を都市公園及び道路に放置しないこと。

2 屋台の保管

屋台は、指定した収納場所において保管すること。

3 廃棄物等の処理

ごみ、廃油等は、事業系ごみとして自らの責任で適正に処理すること。

第4 屋台の特色づくり

屋台営業者は、提供する食品、屋台デザイン等特色ある屋台づくりに努めること。

第5 屋台営業の制限等

屋台営業者は、市に関連する行事で営業時間の変更又は営業の禁止について市から通知を受けたときは、これに従うこと。その際生じた損失については、補償を求めないこと。